

公共調達イノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン

府 政 科 技 261 号  
平 成 31 年 4 月 1 日  
内 閣 府  
政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定

「公共調達イノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」を別添のとおり決定する。

**公共調達のイノベーション化及び  
中小・ベンチャー企業の活用の促進に  
係るガイドライン**

平成 31 年 4 月 1 日

内 閣 府

政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

## 目次

．ガイドラインの背景 .....	2
．ガイドラインの構成 .....	5
．ガイドラインの具体的な項目と取組事例 .....	6
1 ．調達情報・技術情報等の発信の強化 .....	6
2 ．中小・ベンチャー企業の機会拡大に資する取組の推進 .....	8
3 ．入札・審査の方法の検討等 .....	9
4 ．新技術の社会実装に向けての調達促進の取組の推進 .....	14
参考資料 .....	16

# 公共調達の変革化及び中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン

## ．ガイドラインの背景

### 1．変革化の課題

政府の実施する事業において、予算や人員の制約から、現場の省力化や効率化に対するニーズが存在する。新しい技術やサービスを取り入れることで、現行の物品や公共事業等に係る効率の向上、コストの削減など諸課題の解決を図ることが可能となる。

このような状況を受けて、総合科学技術・変革会議（CSTI）決定「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」において、「科学技術変革転換」として既存事業への先進技術の導入、先進技術を組み込んだ物品の調達等の促進を推奨しているところ。

### 2．中小・ベンチャー企業の支援における課題

中小・ベンチャー企業は優れた技術を持ち、かつ機動力のある変革の担い手として期待され、その創出や育成の強化が重要。

現在、補助金や資金・経営面での支援など様々な支援が実施されているが、官庁など公的機関が自ら顧客となり、中小・ベンチャー企業の商品・サービスを購入・活用することは、当該企業の初期需要の創出、信用力の向上など経営の向上のための大きな一歩となる。

### 3．変革化及び中小・ベンチャー企業の活用促進の課題

上記の課題があるものの、現状においては、一部の府省庁で公共調達の変革化及び中小・ベンチャー企業の活用促進が進んでいるのみであり、調達の現場においてはまだまだ、公共調達の変革化や中小・ベンチャー企業の活用に関する取組が浸透していない。

内閣府で実施したヒアリング・アンケート調査では、公共調達の変革化や中小・ベンチャー企業の活用促進には、以下のような課題があることが明らかになっている。

政府機関が行っている調達の情報、必ずしも広く知られているわけではない。そのため、政府機関のニーズを充足しうる技術とのマッチングが十分になされていない。

政府機関は、必ずしも技術の目利き機能を有しているわけではなく、新しい技術を元にした優れた提案が採用されることが難しい状況にある。政府機関が行っている入札の参加資格要件、仕様、審査プロセス、契約・支払手続きなどが、事業規模や企業体力を要するものが多く、参入できる企業が固定化する傾向に。

企業の側でも、政府機関のニーズにのみ対応すると、市場規模が限定的となる。そのため、他分野への展開を進めるべきであるが、出口での広がりが見えづらい。

#### 4 . 統合イノベーション戦略でガイドライン策定の要請

このような課題を解決するため、「統合イノベーション戦略」（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）において、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するため、内閣府はガイドラインを 2018 年度内に策定し、2019 年度以降、各府省庁はそれを踏まえた取組を積極的に行うことを決定した。

#### 5 . 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律による規定

また、平成 30 年に研究開発力強化法が改正され、平成 31 年 1 月から新しい名称で施行された「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」においては、国、地方公共団体、研究開発法人及び国立大学法人等は、公共調達において、予算の適正な使用に留意しつつ、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるとともに、社会実装に資するよう革新的な研究開発の成果等の活用を努める旨の規定が導入されている。

上記を受けて、内閣府において、この「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」を策定することとする。なお、本ガイドライン策定後も昨今の情勢を踏まえ、公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に資する指針となるよう適宜検討していく。

## < 参考 >

### 第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）

第 5 章（ 2 ） 新製品・サービスに対する初期需要の確保と信頼性付与  
中小・ベンチャー企業が行う先進的な技術やサービスとして提供される新規事業等の立ち上げにおいては、市場創出が大きな課題となる。このため、市場創出の呼び水としての初期需要の確保、新製品等の有効性評価や評価結果の反映、販路開拓支援等の観点から、国が需要側の視点に立った施策の充実を図る必要がある。

### 統合イノベーション戦略（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）

#### 第 4 章（ 2 ） 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進

先駆的な取組を始めている公共事業を含む公共調達については、一部の府省庁だけではなく、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するため、内閣府（科技）はガイドラインを 2018 年度内に策定し、2019 年度以降、各府省庁はそれを踏まえた取組を積極的に行う。

### 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

（平成 20 年法律第 63 号 平成 30 年法律第 94 号改正）

#### 第 4 4 条（中小企業者その他の民間事業者の革新的な研究開発の促進等）

2 国、地方公共団体、研究開発法人及び国立大学法人等は、国、地方公共団体、研究開発法人又は国立大学法人等を当事者の一方とする契約で役務の給付又は物件の納入に対し当該国、地方公共団体、研究開発法人又は国立大学法人等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

#### 第 4 4 条の 2（公共事業等における研究開発の成果の活用）

国及び地方公共団体は、公共事業その他の事業の実施に関し、その効果的かつ効率的な推進を図るとともに研究開発の成果の実用化に資するよう、革新的な研究開発の成果等の活用に努めるものとする。

## **. ガイドラインの構成**

公共調達の変革化及び中小・ベンチャー企業の活用促進のために、各府省庁は、予算の適正な使用に留意しつつ、以下を積極的に実施することを推奨する。

### 1 . 調達情報・技術情報等の発信の強化

調達情報ホームページ、メールマガジン等の発信

行政機関や大手企業向けの技術力のある中小・ベンチャー企業のリストアップ、データベース化

研究開発等の補助・委託事業を活用した中小・ベンチャー企業に対する調達機会の紹介

### 2 . 中小・ベンチャー企業の機会拡大に資する取組の推進

説明会等の開催、大手企業・メインコントラクター等とのマッチングの実施

中小・ベンチャー企業の調達に関するアドバイスの実施

### 3 . 入札・審査の方法の検討等

総合評価方式・企画競争等の適切な実施

入札参加資格における機会拡大

総合評価方式等の審査における評価項目の設定の検討

### 4 . 新技術の社会実装に向けての調達促進の取組の推進

調達に繋げることを想定した技術調査事業（実証実験等）の推進

内閣府オープンイノベーションチャレンジの推進

## ．ガイドラインの具体的な項目と取組事例

### 1．調達情報・技術情報等の発信の強化

#### (1) 調達情報ホームページ等の内容の充実、メールマガジン等の発信

各府省庁の入札等の調達情報をホームページ等で提供する際の内容を充実させる。この際、ユーザーとなる中小・ベンチャー企業から見た、表示内容の分かりやすさ、必要な情報が効率的に取得できる仕組みの向上に配慮する。また、メールマガジン等では、適切な企業に適切な情報がタイムリーに配信されるよう配慮する。また、ポータルサイト等の活用促進を図るとともに、各府省庁のサイトのリンク等の連携強化を検討する。

#### < 取組事例 >

～ 調達促進のポータルサイト～

#### ○総務省：

・「調達ポータル」

調達情報や事業者情報等の入札・契約に必要な情報を提供。調達ポータルでのログイン後、統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム(GEPS)を利用することで、統一参加資格取得～契約・請求までをワンストップで実施。

#### ○経済産業省：

・「官公需情報ポータルサイト」

国、独立行政法人、地方公共団体の調達情報を、地域・品目・契約種別などを指定してタイムリーに検索できるポータルサイトを運営。

・メールマガジン登録の事業者に対して入札公告にかけられた事例を配信。

～ メールマガジン等の発信～

#### ○厚生労働省：

・メールマガジン「新着情報配信サービス」で調達情報を配信。



## ( 2 ) 行政機関や調達先を探す企業向けの技術力のある中小・ベンチャー企業のリストアップ、データベース化

行政機関、大手企業等メインコントラクターになる企業、調達先を探す企業が技術力のある中小・ベンチャー企業を見つけやすくするようリストアップ、データベース化をして検索サイト等で情報を提供する。この際、ユーザーとなる行政機関や企業から見た、表示内容の分かりやすさ、必要な情報が効率的に取得できる仕組みの向上に配慮する。また、ポータルサイト等の活用促進を図るとともに、各府省庁のサイトのリンク等の連携強化を検討する。

### < 取組事例 >

#### ○経済産業省：

##### ・「ここから調達」

行政機関、調達先を探している企業が、ベンチャー企業を含む創業 10 年未満の新規企業の情報を容易に検索できるようにするポータルサイト。

#### ○農林水産省：

##### ・「スマート農業カタログ」

現在開発・販売されているスマート農業技術を広く周知するためにカタログを作成し、ホームページで公表。

#### ○国土交通省：

・新技術情報提供システム（NETIS: New Technology Information System）において、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を推進。

## ( 3 ) 研究開発等の補助・委託事業を活用した中小・ベンチャー企業に対する調達機会の紹介

政府の研究開発等の補助事業や委託事業を活用した中小・ベンチャー企業が開発した技術等を社会実装できるように公共調達に関する情報を積極的に提供する。

特に、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）に登録された補助金等については、入札参加資格の特例措置が講じられている旨等を交付要綱、交付決定通知等に明記して周知を図る。

## 2. 中小・ベンチャー企業の機会拡大に資する取組の推進

### (1) 説明会等の開催、メインコントラクター等とのマッチングの実施

中小・ベンチャー企業の調達機会の増加をはかるべく説明会、ワークショップ、展示会等を積極的に開催する。大型調達が多い府省庁においては、大企業等のメインコントラクターとのマッチングの機会を提供するなど、中小・ベンチャー企業の参加機会の拡大を推進する。

#### < 取組事例 >

##### ○経済産業省：

- ・ 全国 47 都道府県、50 か所で、中小・ベンチャー企業の受注機会の増大を図るために「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の説明会を開催。

##### ○防衛省：

- ・ 中小企業等の防衛事業新規参入促進策を目的としたワークショップ・展示会を全国各地で開催。公共調達の仕組み、新規参入に必要な全省庁統一資格審査に関して説明。今後重視される技術分野や、海外装備品展示会への出展について紹介。
- ・ 参加企業と防衛プライム企業とのマッチングを実施。

### (2) 中小・ベンチャー企業の調達に関するアドバイスの実施

中小・ベンチャー企業の調達機会の増加をはかるべく相談への対応の窓口を強化するとともに、アドバイス等を積極的に実施する。

#### < 取組事例 >

##### ○各府省庁：

- ・ 大臣官房会計課に政府調達相談窓口を設置。

##### ○内閣府：

- ・ 「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の認定企業に対してアドバイザーが調達に向けての助言を実施。

### 3 . 入札・審査の方法の検討等

#### ( 1 ) 総合評価方式・企画競争等の適切な実施

各府省庁の入札で、研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を適切に実施する。また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする事とされていることに留意し、引き続き適切に実施する。

#### < 参考 >

公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日 財計第 2017 号）

#### 1 . 入札及び契約の適正化を図るための措置

##### (1) 競争入札に付する場合の留意事項

##### 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。

また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

##### (2) 随意契約による場合

##### （前略）

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、 に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

（イ）審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

（ロ）調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

## ( 2 ) 入札参加資格における機会拡大

予算決算及び会計令に基づき定められた、競争入札への入札参加資格（全省庁統一資格）に関して、「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」の決定で中小・ベンチャー企業の入札参加が拡充されており、各府省庁の入札において、担当への周知、広報等で積極的にその活用を進める。また、それ以外の中小・ベンチャー企業の総合評価方式の入札への参加を促進することを進める。

### < 参考 >

#### 技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

（平成 12 年 10 月 10 日 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定（平成 30 年 10 月 18 日 改正））

#### 3 . 入札参加の拡大の統一基準

重点的に取り組む分野における入札については、「競争参加者の資格に関する公示」別記 5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲に規定される予定価格に対応する等級に格付けされた者のほか、以下の基準により、当該等級に相当する技術力を有すると認められた者の入札も認める。

〔上位等級入札への参加基準〕

次の(1)から(5)のいずれかを満たす者

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
- (2) 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者（表は略）
- (3) 中小企業技術革新制度（S B I R）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者 具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。
- (4) 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

(5) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者 具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。

< 取組事例 >

○経済産業省：

J-Startup 企業の入札参加特例措置の運用指針

「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会」の3の（5）に規定する具体的運用は、以下のとおりとする。

1．入札時の添付書類提案書等において、J-Startup に選定されていること及び入札物件等に係る技術分野を有しており、当該入札物件等を製造又は提供できる旨が明示されていれば、追加の添付書類は原則不要とする。なお、調達機関が必要に応じて追加の添付書類を提出させることは妨げないが、必要最小限とすること。

注）追加の添付書類は、例えば製品カタログ等が想定される。事業者の負担を考慮し、新規で書類を作成させないように努めること。

2．調達機関において確認する点 ・応札事業者が、J-Startup に選定されている事業者であるか・提案書等に記載された応札事業者の有する技術が、入札物件等に係る技術分野と同じ又は関連したものであるか

注）J-Startup に選定された企業名及び法人番号は、経済産業省より各府省に HP 等で情報提供する。

○経済産業省：

・総合評価方式の入札参加資格で規模要件を撤廃

「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」の規定の企業に加え、経済産業省で総合評価方式にて実施する事業全てについて、原則、ベンチャーを含む資格等級 D 企業の入札が可能としている。

### (3) 総合評価方式等の審査における評価項目の設定の検討

各府省庁は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の規定に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。また、総合評価方式や企画競争の審査に当たっては、革新的な研究開発成果を持った企業の技術やノウハウ等を評価項目として設定することを検討する。

#### < 参考 >

#### 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

(平成20年法律第63号 平成30年法律第94号改正)

第44条(中小企業者その他の民間事業者の革新的な研究開発の促進等)

2 国、地方公共団体、研究開発法人及び国立大学法人等は、国、地方公共団体、研究開発法人又は国立大学法人等を当事者の一方とする契約で役務の給付又は物件の納入に対し当該国、地方公共団体、研究開発法人又は国立大学法人等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第44条の2(公共事業等における研究開発の成果の活用)

国及び地方公共団体は、公共事業その他の事業の実施に関し、その効果的かつ効率的な推進を図るとともに研究開発の成果の実用化に資するよう、革新的な研究開発の成果等の活用に努めるものとする。

#### < 取組事例 >

○国土交通省：

・総合評価の評価項目の追加

・新技術導入促進( )型工事

NETIS登録技術等の活用方針を総合評価の評価項目としている。

・新技術導入促進( )型工事

発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等の技術提案を総合評価の評価項目としている。

## 4 . 新技術の社会実装に向けての調達促進の取組の推進

### ( 1 ) 調達に繋げることを想定した技術調査事業 ( 実証実験等 ) の推進

各府省庁においては、公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進のために、調達に繋げることを想定した技術調査事業 ( 実証実験等 ) やモデル事業を積極的に推進する。

#### < 取組事例 >

○国土交通省 :

・現場支援型モデル事業

地方公共団体が発注する中小規模工事を対象に「現場支援型モデル事業」を平成 29 年度より 3 カ年に渡り実施。ICT 施行の導入を支援。

### ( 2 ) 内閣府オープンイノベーションチャレンジの推進

内閣府において実施する公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進のための公募事業である「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」に、各府省庁は積極的に参加し、新技術の調達機会の拡大を図る。

#### < 内閣府オープンイノベーションチャレンジ >

内閣府オープンイノベーションチャレンジとは、スピード感あるイノベーションを起こすために、国の機関が有する具体的ニーズに対応した中小・ベンチャー企業の新たな技術や着想を積極的に発掘し、社会実装 ( 事業化 ) していくことを目的とした内閣府における中小・ベンチャー企業を対象とした公募事業。

- ・国の調達や研究開発における現場の具体的ニーズを基に募集テーマを設定。
- ・募集テーマに対するアイデアを基にした技術とその技術を幅広く展開するためのビジネスモデル等の提案を内閣府の技術審査委員会で審査。
- ・内閣府が準備するアドバイザーによる助言を受けながら実現可能性調査。
- ・ピッチイベントで各府省庁、主契約企業等とのマッチングを実施。



< 内閣府オープンイノベーションチャレンジ 2017 の募集テーマ >

- ・遠方の水難要救助者に対し正確かつ安価に救助資材を搬送する手法
- ・火災現場等において無線機器等の音声を支障なく聞き取る手法
- ・濡れた火山灰等での捜索等の活動時間を短縮する手法
- ・車両を強制的かつ安全に停止させる手法
- ・雑踏において一般市民に混在する不審者を発見・検知する手法
- ・個人が徒歩で警備・救助等を行う際、放射線を可視化する手法
- ・係船・曳航作業における作業員の負担軽減・作業時間の短縮する手法
- ・海洋を航行する船舶のメンテナンス作業を軽減させる手法
- ・海上において周囲に対し昼夜問わず明確に情報伝達等する手法

以上

< 参考資料 >

「Society5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」

(平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定)

□科学技術基本計画に掲げられた政府研究開発投資目標を達成できていないのが現状(第 2 期～第 4 期)。

□Society5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」は、投資目標(対 GDP 比 1%)の達成に向けた具体的な道筋を総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)として決定したものの。

□具体的には、過去 15 年間でほとんど増額できていない科学技術関係の当初予算を今後 3 年間で飛躍的に増額。  
その際、SIP 事業との二本立てで相乗効果を発揮させる「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費」(新型推進費)についても適切な規模の予算を確保。

□産業界(榊原 経団連会長)として同 CSTI 決定を歓迎するとともに、それを踏まえ、民間の研究開発投資の対 GDP 比 3%を目指し拡充の努力を政府と歩調を合わせて行うことを表明。

□これにより、第 5 期科学技術基本計画における官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%)の達成を目指す。

□安倍総理より、関係閣僚は、同決定に従って、第 5 期計画では確実に目標を達成できるよう、研究開発投資拡大に向けた努力を行う旨、指示。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

### 第 20 条 (国等からの受注機会の増大)

国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

## 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

(平成 28 年 3 月 22 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

### 第 2 公共調達

#### 1 . ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

##### (1) 取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

### 第 4 その他

#### 4 . 留意事項

男女共同参画等に関連する調査、広報及び研究開発事業について総合評価落札方式や企画競争による調達を行う際、男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定する。